

目次

第1章 総則

- 第1条 本規約の適用
- 第2条 本規約の変更
- 第3条 本規約の公表
- 第4条 定義

第2章 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供区間等

- 第4条の2 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの種別等
- 第5条 Arcstar Conferencing テレビ会議 サービスの提供区間等

第3章 契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 テレビ会議契約申込みの方法
- 第8条 テレビ会議契約申込みの承諾
- 第9条 最低利用期間
- 第10条 テレビ会議拠点等の変更
- 第10条の2 利用ID数等の変更
- 第11条 その他の契約内容の変更
- 第12条 利用権の譲渡
- 第13条 テレビ会議契約者が行うテレビ会議契約の解除
- 第14条 当社が行うテレビ会議契約の解除

第4章 付加機能

- 第15条 付加機能の提供
- 第16条 付加機能の最低利用期間
- 第17条 付加機能の廃止

第5章 利用中止等

- 第18条 利用中止
- 第19条 利用停止

第6章 通信

- 第20条 通信の品質等
- 第21条 利用の制限等

第7章 料金等

- 第22条 料金及び工事に関する費用
- 第23条 利用料金の支払義務
- 第24条 手続きに関する料金の支払義務
- 第25条 通信に関する料金の支払義務
- 第26条 工事費の支払義務
- 第27条 料金の計算方法等
- 第28条 割増金
- 第29条 延滞利息

第8章 保守

- 第30条 修理又は復旧の順位

第9章 損害賠償

- 第31条 責任の制限
- 第32条 免責

第10章 雑則

- 第33条 承諾の限界
- 第33条の2 サービスの廃止
- 第34条 利用に係るテレビ会議契約者の義務
- 第35条 個人情報の取扱い
- 第36条 テレビ会議契約者からの端末設備又は特定加入者回線の設置場所の提供等
- 第36条の2 特約

第11章 附帯サービス

- 第37条 附帯サービス

別記

- 1 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供区間
- 2 テレビ会議契約者の地位の承継
- 3 テレビ会議契約者の氏名等の変更の届出
- 4 個人情報の開示
- 5 テレビ会議契約者からの端末設備又は特定加入者回線の設置場所の提供等

6 利用権に関する事項の証明

7 おまかせパックの提供

7の2 運用サポートの提供

7の3 テレビ会議専用端末機器の販売等

7の4 テレビ会議専用端末機器に関する保守サービスの提供

7の5 利用状況確認サービスの提供

8 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供に係る契約事業者の電気通信サービスの契約等

料金表

通則

第1表 料金（附帯サービスに関する料金を除きます。）

第2表 工事に関する費用（工事費）

第3表 附帯サービスに関する料金

附則

## 第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 当社は、この Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス（当社が本規約以外の利用規約等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）を本規約により提供します。

(本規約の変更)

第2条 当社は本規約を変更することがあります。変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス契約者が特段の申出なく Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第3条 当社は、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) において、この規約を公表します。

(定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 テレビ会議設備	Arcstar Conferencing テレビ会議 サービスを提供するための当社のサーバその他の設備及びこれに接続する電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送経路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	テレビ会議契約者又は会議参加者が、当社のテレビ会議設備を利用して多地点において、音声又はアプリケーションの共有を行い、テレビ会議を行うことができる電気通信サービス
5 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス取扱所	Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに関する業務を行う当社の事業所
6 テレビ会議契約	当社から Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供を受けるための契約
7 テレビ会議契約者	当社とテレビ会議契約を締結している者
8 契約事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務を当社に提供する電気通信事業者
9 契約者回線	テレビ会議契約に基づいて Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス取扱所に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。）とその交換設備等のある Arcstar Conferencing テレビ会議 サービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点との間に設置されるものを除きます。）
10 接続契約者回線	サービス接続点を介してテレビ会議設備と相互に接続する電気通信回線（別記8の(2)に掲げる契約に基づいて設置するものに限り、）であって、当社がその電気通信回線の契約者の指定する場所とサービス接続点との間に設置するもの
10の2 他社接続契約者回線	相互接続点を介してテレビ会議設備と相互に接続する電気通信回線（別記8の(2)に掲げる契約に基づいて設置するものに限り、）であって、協定事業者がその電気通信回線の契約者の指定する場所と相互接続点との間に設置するもの
10の3 接続契約者回線等	接続契約者回線及び他社接続契約者回線
11 特定加入者回線	テレビ会議契約に基づいて Arcstar Conferencing テレビ会議サービス取扱所に設置される交換設備等とテレビ会議利用拠点との間に設置される電気通信回線であって、別記8に掲げる契約事業者の提供する卸電気通信サービスを使用するもの
12 テレビ会議契約者識別符号	テレビ会議契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせであって、テレビ会議契約に基づいて当社がテレビ会議契約者に割り当てるもの
13 テレビ会議	自営端末設備、おまかせバック（別記7に定めるものをいいます。以下この表において同じとします。）により当社が提供する端末設備を介してテレビ会議契約者及び会議参加者が行う会議

14 利用ID	利用者識別符号を利用しテレビ会議を開催する者に付与するID
15 参加者	テレビ会議契約者が指定する者であって、テレビ会議に参加する者
16 端末設備	電気通信回線の終端（サービス接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
17 自営端末設備	テレビ会議契約者が設置する端末設備
18 利用端末	自営端末設備、おまかせパックにより当社が提供する端末設備のうち、テレビ会議の利用の単位となるもの
19 テレビ会議利用拠点	利用端末を設置する場所
20 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下「起算日」といいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
21 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供区間等

（Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの種別等）

第4条の2 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスには次の種別があります。

種 別	内 容
第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	特定加入者回線を利用して提供するもの
第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	当社が指定する場所でテレビ会議契約者の電気通信回線（別記8(2)(ア)に定めるものを除きます。）とテレビ会議設備を接続して提供するもの
第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	当社のUniversal oneサービス契約約款に定めるUniversal Oneサービスとテレビ会議設備をクラウドコネクタ接続機能（当社のUniversal oneサービス契約約款に定めるものをいいます。）により接続して提供するもの
第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	インターネットを利用して提供するもの

2 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスには次の種類があります。

種 類	内 容
多地点利用	Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを利用することができる拠点の数が3以上のもの
2地点利用	Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを利用することができる拠点の数が2までのもの

3 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（多地点利用に係るものに限ります。）には、次の区別があります。

区 別		内 容	
Flex	標準	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、画面分割をしないものであって、最大同時接続数が40であるもの	
	高機能	HD	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が16であって、画面分割パターンが41種類であるもの（最大同時接続数が20であるものに限ります。）
		SD	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が16であって、画面分割パターンが41種類であるもの（最大同時接続数が30であるものに限ります。）
Light		第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が4であって、画面分割パターンが2種類であるもの（最大同時接続数が30であるものに限ります。）	
Premium		第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が16であって、画面分割パターンが41種類であるもの（最大同時接続数に制限がないものに限ります。）	
Premium II		第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が23であって、画面分割パターンが4種類であるもの（最大同時接続数が100であるものに限ります。）	
Premium III		第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第4種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が23であって、画面分割パターンが4種類であるもの（最大同時接続数が200であるものに限ります。）	
Premium IV		第4種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が23であって、画	

	面分割パターンが4種類であるもの(最大同時接続数が100であるものに限ります。)
Premium Ex	第1種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencingテレビ会議サービスを利用し、最大画面分割数が25であって、画面分割パターンが12種類であるもの(最大同時接続数が96であるものに限ります。)

4 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス(多地点利用に係るものに限ります。)には次の区分があります。

区 分	内 容
SD	最大解像度がITU-Tが標準化した4CIF又はw432Pであるもの
HD	最大解像度がHDTV(ハイビジョン)の映像形式の720Pであるもの

(Arcstar Conferencing テレビ会議 サービスの提供区間等)

第5条 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを別記1に定める提供区間において提供します。

### 第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1のテレビ会議契約者識別番号につき1のテレビ会議契約を締結します。この場合、テレビ会議契約者は、1のテレビ会議契約につき1人に限ります。

(テレビ会議契約申込みの方法)

第7条 テレビ会議契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりテレビ会議契約の申込みを行っていただきます。

- (1) Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの種別等
- (2) テレビ会議利用拠点の場所
- (3) 利用端末についての情報
- (4) テレビ会議の設定情報
- (5) ネットワーク情報
- (6) 利用ID数等
- (7) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(テレビ会議契約申込みの承諾)

第8条 当社は、テレビ会議契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込みを承諾しないことがあります。

- (1) テレビ会議契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。
- (2) Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) テレビ会議契約の申込みをした者が、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス又は当社の提供する他のサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 料金表に別段の定めがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第9条 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス(第4種Arcstar Conferencingテレビ会議サービス(PremiumIVに係るものに限ります。))を除きます。には、料金表第1表(料金(附帯サービスに関する料金を除きます。))に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の末日までとします。

3 テレビ会議契約者は、前項の最低利用期間内にテレビ会議契約の解除又はテレビ会議拠点等の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(テレビ会議拠点等の変更)

第10条 テレビ会議契約者は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスにおけるテレビ会議利用拠点の場所、利用端末についての情報、テレビ会議の設定情報及びネットワーク情報の変更(以下「テレビ会議拠点等の変更」といいます。)の請求をすることができます。

2 前項の請求を行う場合には、あらかじめそのことについて当社所定の方法によりその請求を行っていただきます。

3 前2項の請求があったときは、当社は、第8条(テレビ会議契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用ID数等の変更)

第10条の2 テレビ会議契約者は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスにおける利用ID数等の変更(以下「利用ID数等の変更」といいます。)の請求をすることができます。

2 前項の請求を行う場合には、あらかじめそのことについて当社所定の方法によりその請求を行っていただきます。

3 前2項の請求があったときは、当社は、第8条(テレビ会議契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第11条 当社は、テレビ会議契約者から請求があったときは、第7条(テレビ会議契約申込みの方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第8条(テレビ会議契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用権の譲渡)

第12条 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権(テレビ会議契約者が本規約に基づいてArcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりArcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。

(2) Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権を譲り受けようとする者が、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) その他当社のArcstar Conferencing テレビ会議サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、テレビ会議契約者の有していた権利及び義務を承継します。

(テレビ会議契約者が行うテレビ会議契約の解除)

第13条 テレビ会議契約者は、テレビ会議契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行うテレビ会議契約の解除)

第14条 当社は、第19条(利用停止)の規定によりArcstar Conferencing テレビ会議サービスの利用を停止されたテレビ会議契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのテレビ会議契約を解除することがあります。

2 前項のほか、この規約の規定に反する行為であって、当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたときは、当社はそのテレビ会議契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのテレビ会議契約を解除しようとするときは、あらかじめテレビ会議契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第15条 当社は、テレビ会議契約者から請求があった場合は、次のときを除き料金表第1表(料金(附帯サービスに関する料金を除きます。))に定めるところにより付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求したテレビ会議契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供を請求したテレビ会議契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。

(3) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のArcstar Conferencing テレビ会議サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(付加機能の最低利用期間)

第16条 付加機能(ミーティングコンシェル機能、ポートプラス機能、字幕翻訳機能及び録画機能追加機能を除きます。)には、料金表第1表(料金(附帯サービスに関する料金を除きます。))に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して12料金月の末日までとします。ただし、付加機能(録画追加ストレージ機能に係るもの)に限ります。)については、その提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の末日までとします。

3 当社は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を一括して支払っていただきます。

(付加機能の廃止)

第17条 当社は、付加機能の提供を受けているテレビ会議契約者から廃止の申出があったときは、その付加機能を廃止します。

#### 第5章 利用中止等

(利用中止)

第18条 当社は、次の場合には、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。

(2) 第21条(利用の制限等)の規定により、利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりArcstar Conferencing テレビ会議サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをテレビ会議契約者に通知します。ただし、料金表に定める場合及び緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第19条 当社は、テレビ会議契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(料金その他の債務(本規約により、支払いを要することとなったArcstar Conferencing テレビ会議サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのArcstar Conferencing テレビ会議サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

- (2) 第34条（利用に係るテレビ会議契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、この規約の規定に反する行為であって、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりArcstar Conferencing テレビ会議サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をテレビ会議契約者に通知します。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

## 第6章 通信

（通信の品質等）

第20条 テレビ会議契約者は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係る通信の品質について、当社の電気通信設備の状態又はテレビ会議契約者若しくは会議参加者の電気通信サービスの利用形態等により変動する可能性があることに同意していただきます。

（利用の制限等）

第21条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係るテレビ会議契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによるArcstar Conferencing テレビ会議サービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 当社の電話等サービス契約約款に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（付帯サービスを含みます。）の全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

## 第7章 料金等

（料金及び工事に関する費用）

第22条 当社が提供するArcstar Conferencing テレビ会議サービスの料金は、利用料金、通信に関する料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金（付帯サービスに関する料金を除きます。））に定めるところによります。

- 2 当社が提供するArcstar Conferencing テレビ会議サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第23条 テレビ会議契約者は当社がサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）を含む料金月の翌料金月から（料金表第1表（料金（付帯サービスに関する料金を除きます。））に定める多地点利用のもの（Flexのものに限り。）及び付加機能（ISDNゲートウェイサービス、ポートプラス機能、字幕翻訳機能に係るものに限り。）に係るものに限り。）については、サービスの提供を開始した日を含む料金月から）起算して、テレビ会議契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）を含む料金月の末日までの期間（提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、1か月間とします。）について、利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、テレビ会議契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、テレビ会議契約者は、次の場合を除き、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 テレビ会議契約者の責めによらない理由により、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するArcstar Conferencing テレビ会議サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりArcstar Conferencing テレビ会議サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するArcstar Conferencing テレビ会議サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第24条 テレビ会議契約者は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金（附帯サービスに関する料金を除きます。））第3（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

（通信に関する料金の支払義務）

第25条 テレビ会議契約者は、テレビ会議契約に基づいて行われた通信（参加者が行った通信及びテレビ会議契約者以外の者が行った通信を含みます。）について、当社が測定した通信の接続時間と料金表第1表（料金（附帯サービスに関する料金を除きます。））第2（通信に関する料金）の規定に基づいて算定した通信に関する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第26条 テレビ会議契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、テレビ会議契約者は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にそのテレビ会議契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除があった場合は、前項の規定にかかわらず、テレビ会議契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（料金の計算方法等）

第27条 料金の計算方法及び料金の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

第28条 テレビ会議契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

第29条 テレビ会議契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

## 第8章 保守

（修理又は復旧の順位）

第30条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第21条（利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 当社の電話等サービス契約約款に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第9章 損害賠償

### （責任の制限）

第31条 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのテレビ会議契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社はArcstar Conferencing テレビ会議サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりArcstar Conferencing テレビ会議サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 天災、地変、その他当社の責めに帰すべからざる理由により、テレビ会議契約者が直接的なあるいは間接的な損害を被ったとしても、その損害に対して当社は責任を負わないものとします。

5 テレビ会議契約者がArcstar Conferencing テレビ会議サービスの利用により第三者（他のテレビ会議契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、テレビ会議契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

### （免責）

第32条 当社は、前条の場合を除き、テレビ会議契約者に係る損害の賠償をしないものとし、テレビ会議契約者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。

2 テレビ会議契約者はArcstar Conferencing テレビ会議サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

3 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、テレビ会議契約者に対し、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

4 当社は、テレビ会議契約者からArcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供のために必要となる協力を得られなかったためにその提供ができなかった場合には、責任を負担しないものとします。

5 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

## 第10章 雑則

### （承諾の限界）

第33条 当社は、テレビ会議契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

### （サービスの廃止）

第33条の2 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるArcstar Conferencing テレビ会議サービスの全部又は一部の廃止があったときは、そのArcstar Conferencing テレビ会議サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの全部又は一部の廃止に伴い、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定によりArcstar Conferencing テレビ会議サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間において、あらかじめArcstar Conferencing テレビ会議サービス契約者に通知します。

(利用に係るテレビ会議契約者の義務)

第34条 テレビ会議契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
  - (3) Arcstar Conferencing テレビ会議サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
  - (4) 第三者になりすましてArcstar Conferencing テレビ会議サービスを利用する行為をしないこと。
  - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (8) その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- 2 テレビ会議契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 テレビ会議契約者は、当社から割り当てられたテレビ会議契約者識別符号等(テレビ会議契約者識別符号及び暗証符号をいいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはなりません。

(個人情報の取扱い)

第35条 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、次に掲げる目的及び別記4及びその他当社Webサイト(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定めるところによります。

- (1) 本サービスへの契約者等の情報登録及び認証の目的
  - (2) 本サービス内での契約者等への表示の目的
- 2 当社は、次に掲げる個人情報その他当社が定める「プライバシーポリシー」に掲げる個人情報を前項に定める目的のために利用します。
- (1) メールアドレス
  - (2) 契約者等の表示名
  - (3) Googleアカウント
  - (4) Azure AD

(テレビ会議契約者からの端末設備又は特定加入者回線の設置場所の提供等)

第36条 テレビ会議契約者からの端末設備又は特定加入者回線の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(特約)

第36条の2 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

## 第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第37条 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記6から別記7の5に定めるところによります。

## 別記

### 1 Arcstar Conferencing テレビ会議 サービスの提供区間

当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議 サービスを次に掲げる区間において提供します。

- (1) 契約者回線の終端相互間
- (2) 契約者回線の終端と特定加入者回線の終端との間
- (3) 契約者回線の終端と相互接続点(当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。以下同じとします。)との間
- (4) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント(テレビ会議サービスに係る電気通信設備とテレビ会議サービス以外の当社の電気通信設備との接続点をいいます。)との間
- (5) 特定加入者回線の終端相互間
- (6) 加入者回線の終端と相互接続点との間
- (7) 加入者回線の終端とサービスインタワークポイントとの間
- (8) テレビ会議設備と加入者回線の接続点相互間
- (9) テレビ会議設備と加入者回線の接続点と契約者回線の終端との間
- (10) 相互接続点相互間(同一の相互接続点に終始する場合があります。)
- (11) 相互接続点とサービスインタワークポイントとの間

### 2 テレビ会議契約者の地位の承継

- (1) テレビ会議契約者について相続又は合併若しくは分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、テレビ会議契約者の地位を承継するものとします。
- (2) 相続又は合併若しくは分割によりテレビ会議契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社が指定するArcstar Conferencing テレビ会議 サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) (1)又は(2)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) (3)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 テレビ会議契約者の氏名等の変更の届出

- (1) テレビ会議契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに契約事務を行うArcstar Conferencing テレビ会議 サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

### 4 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、テレビ会議契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) テレビ会議契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社Webサイト(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に定める手数料の支払いを要します。

### 5 テレビ会議契約者からの端末設備又は特定加入者回線の設置場所の提供等

- (1) テレビ会議利用拠点の建物内において、当社が特定加入者回線又は端末設備を設置するために必要な場所は、そのテレビ会議契約者(そのテレビ会議利用拠点においてArcstar Conferencing テレビ会議 サービスを利用する者を含みます。以下この別記5において同じとします。)から提供していただきます。
- (2) 当社がテレビ会議契約に基づき設置する端末設備に必要な電気は、テレビ会議契約者から提供していただきます。
- (3) テレビ会議契約者が端末設備を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (4) テレビ会議契約者は、当社が提供した端末設備を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (5) テレビ会議契約者は、(4)の規定に違反して端末設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### 6 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿(電磁的記録により調整したものを含みます。)に基づき証明します。  
ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
  - ア テレビ会議契約の申込みの承諾年月日
  - イ テレビ会議契約者(テレビ会議契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、別記2(テレビ会議契約者の地位の承継)の規定による代表者とします。)の氏名、名称又は住所若しくは居所
  - ウ Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
  - エ Arcstar Conferencing テレビ会議サービス利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

- (2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえArcstar Conferencing テレビ会議サービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

#### 7 おまかせパックの提供

当社は、テレビ会議契約者から請求があったときには、おまかせパック（当社が、そのテレビ会議契約者からの申出によりArcstar Conferencingテレビ会議サービスの利用に係る端末設備等（端末設備及びこれに附属する設備を含みます。以下同じとします。）及び端末設備等に関する保守サービスを提供するものをいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合において、テレビ会議契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定める料金の支払いを要します。

- (1) おまかせパックには、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定めるところにより、最低利用期間があります。
  - (2) (1)の最低利用期間は、おまかせパックの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して36料金月の末日までとします。
  - (3) テレビ会議契約者は、(2)の最低利用期間内におまかせパックの廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第3表に定める額を一括して支払っていただきます。
  - (4) おまかせパックに係る端末設備等（以下、「おまかせパック端末設備等」といいます。）を設置するために必要な場所は、テレビ会議契約者から提供していただきます。
  - (5) おまかせパック端末設備等に必要な電気は、テレビ会議契約者から提供していただきます。
  - (6) テレビ会議契約者は、おまかせパック端末設備等を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
  - (7) テレビ会議契約者は、当社が設置したおまかせパック端末設備等を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
  - (8) テレビ会議契約者は、(7)の規定に違反しておまかせパック端末設備等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
  - (9) 当社は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスを全く利用できない状態が生じた場合に限り、そのArcstar Conferencingテレビ会議サービスにおいて使用されるおまかせパック端末設備等に係る料金の支払い及び損害賠償について、そのArcstar Conferencingテレビ会議サービスの場合に準じて取り扱います。
  - (10) (1)から(9)までに規定するほか、おまかせパック端末設備等に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるものを除き、Arcstar Conferencingテレビ会議サービスに準ずるものとします。
- (注) (10)に規定する当社が別に定めるものは、本規約第36条の2（特約）に定めるところによります。

#### 7の2 運用サポートの提供

当社は、テレビ会議契約者から請求があったときには、運用サポートを提供します。この場合において、テレビ会議契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定める料金の支払いを要します。

#### 7の3 テレビ会議専用端末機器の販売等

- (1) 当社は、テレビ会議契約者から請求（別記7の4に定める保守サービスの請求と同時に行われた場合に限り。）があったときは、テレビ会議専用端末機器（テレビ会議契約者がテレビ会議を利用するために使用する機器及びこれに附属する機器をいいます。以下同じとします。）を販売します。この場合において、販売するテレビ会議専用端末機器の機種及び料金の額は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に定める料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、テレビ会議契約者（(1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限り。）から請求があったときは、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事を行います。この場合、テレビ会議契約者は、料金表第3表に定める工事費の支払いを要します。
- (3) テレビ会議専用端末機器の引渡しは、当社が、テレビ会議契約者がテレビ会議専用端末機器を受取ったことを確認したことにより完了するものとします。
- (4) テレビ会議専用端末機器の所有権は、テレビ会議契約者によるテレビ会議専用端末機器の販売に関する料金、テレビ会議専用端末機器の設置に係る工事に関する費用及びその他の債務の支払いの完了をもって当社からテレビ会議契約者に移るものとします。
- (5) 当社は、テレビ会議契約者（(1)に規定するテレビ会議専用端末機器の販売に係る者に限り。）から請求があったときは、別記7の4に定めるところにより、保守サービスを提供します。
- (6) テレビ会議契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。
  - ア テレビ会議契約者が、関連法規によりテレビ会議専用端末に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザリストに掲載されている者ではないこと
  - イ テレビ会議専用端末を、核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと
  - ウ テレビ会議専用端末機器をアに規定する者に輸出又は提供しないこと
- (7) (1)から(6)までに規定するほか、テレビ会議専用端末機器の販売に関する料金及び工事に関する費用の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条（延滞利息の規定）にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに準じるものとします。

7の4 テレビ会議専用端末機器に関する保守サービスの提供

- (1) 当社は、テレビ会議契約者から請求（別記7の3（テレビ会議専用端末機器の販売等）に規定するテレビ会議専用端末機器の販売の請求と同時にされた場合に限ります。）があったときは、テレビ会議専用端末機器に関する保守サービスを提供します。この場合において、保守サービスに関する料金の額は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金等）に定める料金の支払いを要します。
- (2) 保守サービスの提供を開始する日は、そのテレビ会議専用端末機器に関する設置の工事の日とします。
- (3) 保守期間（保守サービスを提供する期間をいいます。以下同じとします。）は、保守サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- (4) (3)の保守期間の満了の日の1ヶ月前までに当社又はテレビ会議契約者のいずれからも異議がないときは、保守期間は満了の日の翌日から更に1年間自動的に継続するものとし、以降も同様とします。
- (5) テレビ会議契約者は、(3)及び(4)の保守期間内に保守サービスの利用の廃止があった場合（テレビ会議契約の解除があったことによる場合を含みます。）は、料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する保守サービスに関する料金に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。
- (6) (1)から(5)までに規定するほか、テレビ会議専用端末機器の保守サービスに関する料金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第28条（延滞利息の規定）にそれぞれ準じて取り扱い、その他の提供条件については Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに準じるものとします。

7の5 利用状況確認サービスの提供

当社は、テレビ会議契約者（第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（フレックスに限ります。）の利用に係る者に限ります。）から請求があったときには、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの利用に係るトラフィック（そのテレビ会議サービスに係る利用状況等を言います。）に係る情報を参照可能とするサービス（以下「利用状況確認サービス」といいます。）を提供します。この場合において、テレビ会議契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に定める料金の支払いを要します。

8 Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの提供に係る契約事業者の電気通信サービスの契約等

- (1) 特定加入者回線に係る卸電気通信サービスを提供する事業者の名称及び契約約款の名称

事業者の名称	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約約款

- (2) 接続契約者回線等に係るもの

- (ア) 接続契約者回線に係るもの

契約約款の名称
Universal Oneサービス契約約款

- (イ) 他社接続契約者回線に係るもの

事業者の名称	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	I P 通信網サービス契約約款

- (3) 削除

- (4) 電話接続機能に係るもの

契約約款の名称
IP通信網サービス契約約款
I P 通信網サービス契約約款
別冊（シェアード I P - P B X サービス）

## 料金表

### 通則

(端数処理)

1 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。  
(料金等の支払い)

2 テレビ会議契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するArcstar Conferencing テレビ会議 サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

(過払金の相殺)

3 当社は、1以上の料金の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(消費税相当額の加算)

4 第23条(利用料金の支払義務)の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、価格を表示します。この規約において料金表以外についても同様とします。

第1表 料金（附帯サービスに関する料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 利用料金の適用	利用料金は、第1表2（料金額）に規定する基本額、加算額及び付加機能利用料を合算して適用します。
(2) 基本額の適用	ア 当社は、第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの基本額について、2（料金額）に規定する区分に応じ適用します。 イ 第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの基本額は、2（料金額）に規定する基本料、利用料及びハウジング料を合算して適用します。 ウ 第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの基本額を適用するにあたって、2（料金額）に規定する基本料に利用料を合算して適用します。
(3) 加算額の適用	当社は、加算額について、2（料金額）に規定する基本料に利用料を合算して適用します。
(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	ア 最低利用期間は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの単位（2-1-1（基本額）及び2-1-2（加算額）に規定するものをいいます。）ごとに適用します。 イ 当社は、最低利用期間内にテレビ会議契約の解除又はテレビ会議拠点等の変更のうち、テレビ会議拠点等の数を減じる変更があった場合は、第23条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する利用料金に相当する額を当社が定める期日までに、テレビ会議契約者から一括して支払っていただきます。
(5) 付加機能の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合の料金の適用	ア 最低利用期間は、Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（2-2（付加機能使用料）に規定する付加機能（ミーティングコンシェル機能、ポートプラス機能及びOutlook スケジューラ連携機能に限ります）を除きます）のテレビ会議利用拠点ごとに適用します。 イ 当社は、付加機能の最低利用期間内に付加機能の廃止があった場合は、第23条（利用料金の支払義務）の規定にかかわらず、残余の期間に対応する付加機能使用料に相当する額を当社が定める期日までに、テレビ会議契約者から一括して支払っていただきます。
(6) 削除	削除
(7) 付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）の料金の適用	ア 付加機能（字幕翻訳機能（音声認識タイプ1に係るものに限り。）に係るものに限り。）の料金は、第1表第1（利用料金）2（料金額）2-2（付加機能使用料）字幕翻訳機能音声認識タイプ1に規定する基本料及び加算料を合算して適用します。 イ サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して、付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）の廃止があった日を含む料金月の末日までの期間について、利用料金の支払いを要します。
(8) 付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）の接続通信時間の測定等	ア 付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）の通信の接続通信時間を測定します。 イ 接続通信時間は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、参加者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻（当社の設置した電気通信設備の故障等参加者の責任によらない理由により接続を打ち切った時刻を含みます。）までの経過時間とし、当社及び協定事業者の機器により測定します。
(9) 付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）が当社及び協定事業者の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の通話料金の取扱い	当社及び協定事業者の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限り。）は次のとおりとします。 ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときには、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 （注）本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。 (1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通話料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

	(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通話料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通話料金のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
--	---

2 料金額  
2-1-1 基本額

区 分		単 位		料 金 額	
第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	フレッツ	レ ギ ュ ラ ー	384kb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	15,000円 (16,500円)
			768kb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	25,000円 (27,500円)
			1Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	30,000円 (33,000円)
			1.2Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	36,000円 (39,600円)
			1.6Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	43,000円 (47,300円)
			2Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	50,000円 (55,000円)
			3Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	70,000円 (77,000円)
			4Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	90,000円 (99,000円)
	エコ ノ ミ ー	384kb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	7,000円 (7,700円)	
		768kb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	12,000円 (13,200円)	
		1Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	15,000円 (16,500円)	
		1.2Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	18,000円 (19,800円)	
		1.6Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	24,000円 (26,400円)	
		2Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	30,000円 (33,000円)	
		3Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	45,000円 (49,500円)	
		4Mb/sのもの	1 利用端末ごとに月額	60,000円 (66,000円)	
第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	基本料		1 契約ごとに月額	50,000円 (55,000円)	
	利用料		1 利用端末ごとに月額	3,000円 (3,300円)	
	ハウジン グ料	ユニット の数が2 であって 使用する 電源2ア ンペアま での場合	1 契約ごとに月額	10,000円 (11,000円)	
		上記以外 の場合	追加するユニットの数1ごとに又は 使用する電源1アンペアまでごとに 月額	10,000円 (11,000円)	
第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス	利用料		1 契約ごとに月額	100,000円 (110,000円)	
備考					
(1) テレビ会議サービス（第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係るものに限ります。）を申込み者は、その申込みに際しそのテレビ会議サービスに係るUniversal Oneサービス（当社のUniversal Oneサービス契約					

約款(第1編に限ります。)に定めるUniversal Oneサービス第1種をいいます。以下同じとします。)に係るUniversal One契約者(当社のUniversal Oneサービス契約約款に定める者をいいます。以下同じとします。)の当社所定の書面による同意をあらかじめ取得するものとします。

(2) テレビ会議契約者(第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係る者に限ります。)は、Universal Oneサービス(クラウドコネク機能(当社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)に係るものに限ります。)を利用してテレビ会議サービスを利用することができます。

(3) 第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに係るクラウドコネク機能の符号伝送速度の上限は、100Mbit/sとします。

## 2-1-2 加算額

区 分				単 位	料 金 額
多地点利用のもの	Light	HD		基本料	1契約ごとに月額 350,000円 (385,000円)
				利用料	同時接続できる数1ごとに月額 18,000円 (19,800円)
	Premium	SD	下記 以外 の もの	基本料	1契約ごとに月額 100,000円 (110,000円)
				利用料	40を超える同時接続できる数1 ごとに月額 25,000円 (27,500円)
				Entry	利用料
		HD		基本料	1契約ごとに月額 200,000円 (220,000円)
				利用料	40を超える同時接続できる数1 ごとに月額 62,000円 (68,200円)
		Premium II		HD	基本料
	利用料				同時接続できる数1ごとに月額 25,000円 (27,500円)
					設定する会議室数1ごとに月額 4,000円 (4,400円)
	Premium III		HD	利用料	同時接続できる数1ごとに月額 20,000円 (22,000円)
					設定する会議室数1ごとに月額 4,000円 (4,400円)
				基本料	1利用IDごとに月額 3,000円 (3,300円)
	Premium Ex		HD	基本料	1契約ごとに月額 560,000円 (616,000円)
利用料				同時に接続できる会議数1ごと に月額 67,000円 (73,700円)	
2地点利用のもの				—	—

### 備考

- 多拠点利用(HD Light及びHD Premium IIに限ります。)に係る同時接続の数は、当社が別に定める数を下限とします。  
(注) 当社が別に定める多拠点利用(HD Light及びHD Premium IIに限ります。)に係る同時接続の数の下限は、5とします。
- 多拠点利用(HD Premium II、HD Premium III、HD Premium IV及びHD Premium Exに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数は、当社が別に定める数を上限とします。  
(注1) 当社が別に定める多拠点利用(HD Premium IIに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数の上限は、100とします。  
(注2) 当社が別に定める多拠点利用(HD Premium Exに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数の上限は、96とします。  
(注3) 当社が別に定める多拠点利用(HD Premium IIIに限ります。)に係る同時接続及び会議室の数の上限は、200とします。  
(注4) 当社が別に定める多拠点利用(HD Premium IVに限ります。)に係る同時接続数の上限は、100とします。
- 多地点利用(SD Premium(Entry)、HD Premium II、HD Premium III、HD Premium IV及びHD Premium Exに限ります。)はメンテナンスにより使用できない時間があります。
- 多地点利用(HD Premium IVに限ります。)に係る利用ID数の下限は5とします。

2-2 付加機能使用料

区 分		単 位		料 金 額		
回線バンドル機能	特定加入者回線を利用するテレビ会議サービスの利用を可能とする機能	1回線ごとに月額		7,000円 (7,700円)		
資料共有機能		同時に利用する数1ごとに月額		15,000円 (16,500円)		
備考 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（SD Premium Entryに限ります。）の利用に係る者に限り、資料共有機能を提供します。）に限り、資料共有機能を提供します。						
ミーティングコンシェル機能		1契約ごとに月額		10,000円 (11,000円)		
備考 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（SD Premium Entry及びHD Premium IVに限ります。）の利用に係る者を除きます。）に限り、ミーティングコンシェル機能を提供します。						
Web RTC接続機能		1契約ごとに月額		30,000円 (33,000円)		
備考 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium IIIに限ります。）の利用に係る者に限り、Web RTC接続機能を提供します。）に限り、Web RTC接続機能を提供します。						
字幕翻訳機能						
API利用のもの	音声認識	タイプ1	基本料	750,000コール (当社httpサーバに1のリクエストが到達することを1コールとします。 (以下コールといいます。)) までのもの	8,000円 (8,800円)	
			加算料	750,000コールを超える1コールごとに	Communication Engine "COTOHA API" for Enterprise利用規約の料金表第1表 1-1 利用料 1-1-2 従量利用料金の「音声認識」の1コールあたりの料金と同額とする。	
		タイプ2	Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(クラウド/サーバー)の別紙9の(3) Hybrid Cloud with GCPのB 料金算定方法に基づき算定された料金を適用します。			
		タイプ3	Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(クラウド/サーバー)の別紙9の(2) Hybrid Cloud with Microsoft AzureのB 料金算定方法に基づき算定された料金を適用します。			
		翻訳	タイプ2	Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(クラウド/サーバー)の別紙9の(3) Hybrid Cloud with GCPのB 料金算定方法に基づき算定された料金を適用します。		
			タイプ3	Smart Data Platformサービス利用規約の別冊(クラウド/サーバー)の別紙9の(2) Hybrid Cloud with Microsoft AzureのB 料金算定方法に基づき算定された料金を適用します。		
備考 1. 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium III及びHD Premium IVに限ります。）の利用に係る者に限り、字幕翻訳機能を提供します。）に限り、字幕翻訳機能を提供します。 2. テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium IIIに限ります。）の利用に係る者に限り、字幕翻訳機能を請求する場合は、Web RTC接続機能を請求するものとし、 3. 字幕翻訳機能（API利用料に係るものに限ります。）については、機能の提供を開始した日から起算して、						

<p>1料金月目（機能の提供を開始した日を含む料金月の料金から起算するものとします。）の末日までとします。</p> <p>4. テレビ会議契約者（付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）については、音声認識と翻訳それぞれ1つのタイプを指定するものとします。</p> <p>5. テレビ会議契約者（付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）については、当社が指定するAPIキー（字幕翻訳機能で使用するAPIサーバにアクセスし、テレビ会議契約者を特定するIDをいいます。以下、APIキーといいます。）を使用するものとします。</p> <p>6. APIキーはテレビ会議契約者の責任の元に管理することとし、APIキー等の管理不十分、仕様上の過誤及びその他の理由により、当社又は第三者に与えた損害の責任はテレビ会議契約者が負うものとします。</p> <p>7. テレビ会議契約者（付加機能（字幕翻訳機能（API利用料（音声認識タイプ2及び翻訳タイプ2に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）については、SLAに係るものを除いてSmart Data Platformサービス利用規約の別冊（クラウド/サーバー）の別紙9の(3) Hybrid Cloud with GCPのA 提供条件等に規定される条件に準じます。この場合において、本規約と齟齬がある場合は本規約が優先されます。</p> <p>8. テレビ会議契約者（付加機能（字幕翻訳機能（API利用料（音声認識タイプ3及び翻訳タイプ3に係るものに限ります。）に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）については、SLAに係るものを除いてSmart Data Platformサービス利用規約の別冊（クラウド/サーバー）の別紙9の(2) Hybrid Cloud with Microsoft AzureのA 提供条件等に規定される条件に準じます。この場合において、本規約と齟齬がある場合は本規約が優先されます。</p> <p>9. テレビ会議契約者（付加機能（字幕翻訳機能に係るものに限ります。）に係る者に限ります。）はメンテナンスにより使用できない時間があります。</p>				
録画機能	基本機能		設定する会議室数1ごと に月額	34,000円 (37,400円)
	追加機能	録画追加ストレージ	40時間ごと追加数1ごと に月額	14,000円 (15,400円)
<p>備考</p> <p>1. 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium IIIに限ります。）の利用に係る者に限ります。）に限り、録画機能及び録画追加ストレージを提供します。</p> <p>2. テレビ会議契約者が録画機能を請求する場合は、ミーティングコンシェル機能を同時に請求するものとします。</p>				
インターネットH.323接続機能			1契約ごとに月額	30,000円 (33,000円)
<p>備考</p> <p>当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium IIIに限ります。）の利用に係る者に限ります。）に限り、インターネットH.323接続を提供します。</p>				
Webex Teams接続機能			1契約ごとに月額	30,000円 (33,000円)
<p>備考</p> <p>1. 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium IIIに限ります。）に限ります。）の利用に係る者に限ります。）から、Webex Teamsサービスと接続して利用する旨の申出とともにWebex Teams接続の利用が請求された場合に限り提供します。</p> <p>2. Webex Teams接続の利用を請求する者は、その請求に際しWebex Teamsに係る契約者（シスコシステムズ合同会社のWebex Teamsサービス規約に定めるWebex Teams契約の契約者をいいます。）の同意をあらかじめ取得するものとします。</p> <p>3. Webex Teams側の設定により通信ができない場合があります。</p> <p>4. Webex Teamsからの接続方法や機能が制限される場合があります。</p> <p>5. Webex Teamsの仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。</p>				
ポートプラス機能			1日に同時接続できる 数1ごと	4,000円 (4,400円)
<p>備考</p> <p>1. 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium IIIに限ります。）の利用に係る者に限ります。）に限り、ポートプラス機能を提供します。</p> <p>2. ポートプラス機能専用サイトでの同時接続数追加等の申請は適用日の2営業日前までとします。</p> <p>3. 1日に追加可能な同時接続数の上限は20とします。</p> <p>4. ポートプラス機能専用サイトのログインID等はテレビ会議契約者の責任の元に管理することとし、ログインID等の管理不十分、仕様上の過誤及びその他の理由により、当社又は第三者に与えた損害の責任はテレビ会議契約者が負うものとします。</p>				
MS Teams接続機能		基本料	1契約ごとに月額	態様に応じ別に算定 した額
		加算料	13を超える同時接続で きる数13ごとに月額	態様に応じ別に算定 した額

	端末接続利用料	同時接続できる数1ごとに月額	態様に応じ別に算定した額
	会議室接続利用料	設定する会議室数1ごとに月額	態様に応じ別に算定した額
<p>備考</p> <p>1. 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium Ⅲに限りませす。）に限りませす。）の利用に係る者に限りませす。）から、MS Teamsサービスと接続して利用する旨の申出とともにMS Teams接続の利用が請求された場合に限り提供します。</p> <p>2. MS Teams接続の利用を請求する者は、その請求に際しMS Teamsに係る契約者（日本マイクロソフト株式会社のMS Teamsサービス規約に定めるMS Teams契約の契約者をいませす。）の同意をあらかじめ取得するものとしませす。</p> <p>3. テレビ会議契約者がMS Teams接続を請求する場合は、ミーティングコンシェル機能を同時に請求するものとしませす。</p> <p>4. MS Teams側の設定により通信がでませない場合があります。</p> <p>5. MS Teamsからの接続方法や機能が制限される場合があります。</p> <p>6. MS Teamsの仕様変更や動作変更により、サービス内容が変更となる場合があります。</p> <p>7. この表における別に算定する額は本規約第36条の2（特約）に定めるところによりませす。</p>			
ライブ配信機能		チャンネル数1ごとに月額	30,000円 (33,000円)
<p>備考</p> <p>1. 当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium Ⅲに限りませす。）の利用に係る者に限りませす。）に限り、片方向ライブストリーミング配信を行うライブ配信機能を提供します。</p> <p>2. テレビ会議契約者がライブ配信機能を請求する場合は、ミーティングコンシェル機能を同時に請求するものとしませす。</p>			
Full HD対応機能		設定する会議室数1ごとに月額	10,000円 (11,000円)
<p>備考</p> <p>当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium Ⅲに限りませす。）の利用に係る者に限りませす。）に限り、Full HD 1080p高解像の画質を提供するFull HD対応機能を提供します。</p>			
電話接続機能		接続数1ごとに月額	9,000円 (9,900円)
<p>備考</p> <p>当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium Ⅲに限りませす。）の利用に係る者に限りませす。）に限り、別記8（4）に規定する電気通信サービスを利用して会議に参加可能とする電話接続機能を提供します。</p>			
閉域WebRTC接続機能		1契約ごとに月額	10,000円 (11,000円)
<p>備考</p> <p>当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium Ⅲに限りませす。）及び付加機能（WebRTC接続に限りませす。）の利用に係る者に限りませす。）に限り、別記8（2）に規定する電気通信サービスを利用して会議に参加可能とする閉域WebRTC接続機能を提供します。</p>			
ソフトウェアVPN接続機能		接続数1ごとに月額	10,000円 (11,000円)
<p>備考</p> <p>当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium Ⅲに限りませす。）及び付加機能（WebRTC接続及び閉域WebRTC接続機能に限りませす。）の利用に係る者に限りませす。）に限り、インターネットを経由しソフトウェアVPN接続でのWebRTC機能を提供するソフトウェアVPN接続機能を提供します。</p>			
Outlookスケジューラ連携機能		1契約ごとに月額	20,000円 (22,000円)
<p>備考</p> <p>当社は、テレビ会議契約者（多地点利用（HD Premium Ⅲに限りませす。）の利用に係る者に限り、かつ付加機能（ミーティングコンシェル機能に限りませす。）の利用に係る者を除きませす。）に限り、Outlookスケジューラ連携機能を提供します。</p>			

## 第2 削除

### 第3 手続きに関する料金

#### 1 適用

区 分	内 容				
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>TV会議サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	譲渡承認手数料	TV会議サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金
種別	内容				
譲渡承認手数料	TV会議サービス利用権の譲渡の承認の請求をし、その承認を受けたときに支払いを要する料金				

#### 2 料金額

料金種別	単 位	料金額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円 (880円)

### 第2表 工事に関する費用（工事費（付帯サービスの工事費を除きます。））

#### 1 適用

区 分	内 容						
工事費の算定	<p>ア 第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（PremiumⅢに係るものに限ります。）に係るもの</p> <p>交換機等工事費の他、施工した工事に係る工事について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。</p> <p>イ 第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（PremiumⅣに係るものに限ります。）に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用の開始に関する工事の場合</td> <td>施工した工事に係る工事について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。</td> </tr> <tr> <td>変更に関する工事の場合</td> <td>利用ID数の追加に関する工事費について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	利用の開始に関する工事の場合	施工した工事に係る工事について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。	変更に関する工事の場合	利用ID数の追加に関する工事費について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。
区 分	内 容						
利用の開始に関する工事の場合	施工した工事に係る工事について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。						
変更に関する工事の場合	利用ID数の追加に関する工事費について、2（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。						

#### 2 工事費の額

##### 2-1 付加機能以外に係る工事費

区 分		単 位	工事費の額
交換機等工事費	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	40,000円 (44,000円)
ルータ設置費・設定費		1台ごとに	20,000円 (22,000円)
端末設置・設定費		1端末ごとに	20,000円 (22,000円)
遠隔作業費		1端末ごとに	5,000円 (5,500円)
モニタ・ラック設置/撤去費		1の工事ごとに	別に算定する実費
ネットワークタイプ切替手数料		1の工事ごとに	2,000円 (2,200円)
会議室追加・変更工事費		1会議室ごとに	1,000円 (1,100円)
多地点利用設定費	HD Light	1の工事ごとに	350,000円 (385,000円)
第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス工事費	接続試験	1利用端末ごとに	25,000円 (27,500円)
	作業立会費	2時間ごとに	15,000円 (16,500円)
	工事費	1利用端末ごとに	3,000円 (3,300円)
第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス工事費		1の工事ごとに	60,000円 (66,000円)

第4種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス (PremiumIVに係るものに限り、) 工事費	利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
	変更に関する工事の場合	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
回線バンドル工事費 (工事調整有)		1の回線ごとに	48,000円 (52,800円)
回線バンドル工事費 (工事調整無)		1の回線ごとに	30,000円 (33,000円)
回線バンドル構内ルート調査費		1の経路ごとに	13,000円 (14,300円)
回線バンドル通線確認費		1の経路ごとに	3,000円 (3,300円)
認証基盤工事費		1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
上記以外の工事		1の工事ごとに	別に算定する実費
備考			
1. 交換機等工事、ルータ設置・設定、端末設置・設定、遠隔作業、イーサアクセス設置・設定、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、回線バンドルに係る工事は、当社の営業日の午前9時から午後5時までの時間に行うものとします。			
2. 上記の時間帯以外の時間に工事を行ってほしい旨の申出があった場合は、本表に規定する工事費に1.6を乗じた額を支払うことを条件に、その申出を承諾することがあります。			

## 2-2 付加機能に係る工事費

区分	単位	工事費の額
ア、ウ、エ、オ及びカ以外の工事	1の契約ごとに	30,000円 (33,000円)
イ 削除	削除	削除
ウ ポートプラス工事費	1の契約ごとに	10,000円 (11,000円)
エ ライブ配信機能工事費	チャンネル数1ごとに	30,000円 (33,000円)
オ FullHD対応機能工事費	1の申込ごとに	30,000円 (33,000円)
カ 電話接続機能工事費	—	—

## 第3表 附帯サービスに関する料金

### 第1 利用権に関する事項の証明手数料

1のテレビ会議契約毎に 300円 (330円)

### 第2 おまかせパックに関する料金

#### 1 適用

区 分	内 容
(1) おまかせパックに関する料金の適用	ア 当社は、おまかせパックに関する料金について、2 (料金額) に定める料金額を適用します。 イ 当社は、おまかせパックに関する料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。
(2) おまかせパックの最低利用期間内におまかせパックの廃止があった場合の料金の適用	ア おまかせパックには、最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は、おまかせパックの利用に係るテレビ会議利用拠点ごとに適用します。 ウ 当社は、おまかせパックの最低利用期間内におまかせパックの廃止があった場合は、第1表 (料金 (附帯サービスに関する料金を除きます。)) 第1 (利用料金) 1 (適用) (2) (最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用) の規定に準じて取扱います。この場合において、同規定中「Arcstar Conferencing テレビ会議サービス」とあるのは「おまかせパック」と、「テレビ会議契約の解除又はテレビ会議拠点等の変更のうち、テレビ会議拠点等の数を減じる変更があった場合」とあるのは「おまかせパックの廃止があった場合」と、読み替えるものとします。
(3) おまかせパックの工事費の	おまかせパックの工事費は、交換機等工事費 (利用の開始に関する工事の場合に

算定	限ります。)の他、施工した工事に係る工事について、3(工事費の額)に規定する額を合計して適用します。
----	--

## 2 料金額

料金種別	単位	料金額
端末設備等に関する料金	1の契約ごとに月額	態様に応じ別に算定した額
保守サービスに関する料金	1の契約ごとに月額	態様に応じ別に算定した額
備考 この表における別に算定する額は本規約第36条の2(特約)に定めるところによります。		

## 3 工事費の額

区分	単位	料金額
交換機等工事費	1の工事ごとに	40,000円 (44,000円)
ルータ設置費・設定費	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)
端末設置・設定費	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)
遠隔作業費	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
上記以外の工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
備考 1. 交換機等工事、ルータ設置・設定、端末設置・設定、遠隔作業に係る工事は、当社の営業日の午前9時から午後5時までの時間に行うものとします。 2. 上記の時間帯以外の時間に工事を行ってほしい旨の申出があった場合は、本表に規定する工事費に1.6を乗じた額を支払うことを条件に、その申出を承諾することがあります。		

## 第3 運用サポートに関する料金

### 1 適用

区 分	内 容
運用サポートに関する料金の適用	ア 当社は、運用サポートに関する料金について、2(料金額)に定める料金額を適用します。 イ 当社は、運用サポートに関する料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。

## 2 料金額

区 分	単 位	料 金
ディレクターサービス	テレビ会議の画面切替等を遠隔で提供するサービス	1会議あたり30分までごとに 5,000円 (5,500円)
時間外サポートサービス	通常のカスタマサポート時間外にサポートを提供するサービス	1会議あたり30分までごとに 5,000円 (5,500円)
アドレス帳修正サービス	自営端末設備のアドレス帳情報を遠隔で修正するサービス	1端末あたり1回ごとに 2,000円 (2,200円)
備考 1. 当社は、テレビ会議契約者(第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第2種Arcstar Conferencing テレビ会議サービス、第3種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスの契約者に限ります。)に、ディレクターサービス、時間外サポートサービスを提供します。 2. 当社は、テレビ会議契約者(第1種Arcstar Conferencing テレビ会議サービスに限ります。)の利用に係る者に限ります。)に、アドレス帳修正サービスを提供します。 3. ディレクターサービスの提供は当社の営業日の午前8時から午後9時までの時間に行うものとします。土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から午後5時については、本表に規定する料金の1.6を乗じた額を支払うことを条件に、その申出を承諾することがあります。 4. 時間外サポートサービスの提供は当社の営業日の午前7時から午前8時及び午後7時から午後11時並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前8時から午前9時及び午後5時から午後9時までの時間に行うものとします。 5. アドレス帳修正サービスの提供は当社の営業日の午前9時から午後5時までの時間に行うものとします。当社の営業日の午後5時から午後9時並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前9時から午後5時については、本表に規定する料金の1.6を乗じた額を支払うことを条件に、その申出を承諾することがあります。		

#### 第4 テレビ会議専用端末機器に係る工事に関する料金等

##### 1 適用

区 分	内 容
(1) テレビ会議専用端末機器に関する料金の適用	当社は、テレビ会議専用端末機器に関する料金について、2（料金額）に定める料金額を適用します。
(2) テレビ会議専用端末機器の保守サービスの保守期間内に保守サービスの廃止があった場合（テレビ会議契約の解除があったことによる場合を含みます。）の料金の適用	ア テレビ会議専用端末機器の保守サービスには、保守期間があります。 イ 保守期間は、テレビ会議専用端末機器ごとに適用します。 ウ 当社は、テレビ会議専用端末機器の保守サービスの保守期間内に保守サービスの廃止があった場合（テレビ会議契約の解除があったことによる場合を含みます。）は、料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する保守サービスに関する料金に相当する額を、当社が指定する期日までに、一括して支払っていただきます。
(3) テレビ会議専用端末機器の工事費の算定	当社は、テレビ会議専用端末機器の工事費について、交換機等工事費（利用の開始に関する工事の場合に限ります。）の他、施工した工事に係る工事について、（工事費の額）に規定する額を合計して適用します。

##### 2 料金額

料金種別	単 位	料金額
端末設備等に関する料金	1の契約ごとに	別に算定する額
保守サービスに関する料金	1の契約ごとに	別に算定する額
備考 この表における別に算定する額は本規約第36条の2（特約）に定めるところによります。		

##### 3 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
交換機等工事費	1の工事ごとに	40,000円 (44,000円)
ルータ設置費・設定費	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)
端末設置・設定費	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)
遠隔作業費	1の工事ごとに	5,000円 (5,500円)
上記以外の工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
備考 1. 交換機等工事、ルータ設置・設定、端末設置・設定、遠隔作業に係る工事は、当社の営業日の午前9時から午後5時までの時間に行うものとします。 2. 上記の時間帯以外の時間に工事を行ってほしい旨の申出があった場合は、本表に規定する工事費に1.6を乗じた額を支払うことを条件に、その申出を承諾することがあります。		

#### 第5 利用状況確認サービスに関する料金

##### 1 適用

区 分	内 容
(1) 料金の適用	当社は、利用状況確認サービスの区分に応じ、2（料金額）に規定する料金を適用します。
(2) 工事費の適用	当社は、利用状況確認サービス（インターネットを介して参照可能とするものに限ります。）の利用の開始に関する工事があった場合に、3（工事費）に規定する工事費を適用します。

##### 2 料金額

区 分	単 位	料金
インターネットを介して参照可能とするもの	1の契約ごとに月額	4,000円 (4,400円)

##### 3 工事費

区 分	単 位	工事費の額
利用状況確認サービスの利用の開始に関する工事に関する費用	1の工事ごとに	10,000円 (11,000円)

附 則（平成26年8月1日 ヴVサ第400255号）  
この規約は、平成26年8月4日から実施します。

附 則（平成27年11月27日 ヴVサ第0000045115号）  
この改正規定は、平成27年11月30日から実施します。

附 則（平成27年12月24日 ヴVサ第00011223号）  
この改正規定は、平成28年1月1日から実施します。

附 則（平成28年1月6日 ヴVサ第00011843号）  
この改正規定は、平成28年1月7日から実施します。

附 則（平成28年8月1日 ヴVサ第00069349号）  
（実施期日）

- 1 この規約は、平成28年8月1日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定の実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（多地点利用に係るものを除きます。） Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（ネットワーク利用に係るものに限ります。） Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（他網接続に係るものに限ります。） Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（Universal One Gwに係るものに限ります。）	Arcstar Conferencing テレビ会議サービス（2地点利用に係るものに限ります。） 第1種 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス 第2種 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス 第3種 Arcstar Conferencing テレビ会議サービス
---	--

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成29年1月10日 ヴVサ第00131361号）  
この改正規定は、平成29年1月10日から実施します。

附 則（平成29年12月20日 ヴVサ第00278752号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成29年12月20日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、次表の右欄のサービスとして取り扱います。

Arcstar Conferencing テレビ会議サービス 付加機能（多地点接続ログ機能に限ります。）の利用に係るもの  Arcstar Conferencing テレビ会議サービス 付加機能（1対1接続ログ機能に限ります。）の利用に係るもの	Arcstar Conferencing テレビ会議サービス 付帯サービス（利用状況確認サービス（多地点との接続についての情報を参照可能とするものに限ります。）の利用に係るもの Arcstar Conferencing テレビ会議サービス 付帯サービス（利用状況確認サービス（1対1の接続についての情報を参照可能とするものに限ります。）に限ります。）の利用に係るもの
--	--

- 3 この改正規定実施前に支払又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（平成30年10月29日 ヴVサ第00408572号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成30年10月31日から実施します。  
（経過措置）
- 2 削除
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 31 年 4 月 2 日 V V サ第 00480951 号）  
この改正規定は、平成 31 年 4 月 3 日から実施します。

附 則（令和元年 6 月 7 日 V V サ第 00505149 号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年 7 月 29 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和元年 9 月 11 日 V V サ第 00541388 号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 令和元年 10 月 1 日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づく 6.3% に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づく 63 分の 17 を乗じて得た率を加算して適用します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 2 月 3 日 V V サ第 00598837 号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 2 月 5 日から実施します。ただし、第 33 条の 2（サービスの廃止）の規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 6 月 26 日 A P S 1 サ第 00664035 号）  
（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 6 月 30 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 令和 2 年 6 月 30 日から令和 2 年 9 月 4 日までの間に、当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/bizon/ws-sol04.html>）によりテレビ会議契約（HD Premium IV に限ります。）の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和 2 年 10 月 1 日までにその利用が開始されたときは、料金表第 2 表（工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。）））に規定する工事費を適用しません。
- 3 令和 2 年 6 月 30 日から令和 2 年 9 月 4 日までの間に、当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/bizon/ws-sol04.html>）によりテレビ会議契約（HD Premium IV に限ります。）の申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、令和 2 年 10 月 1 日までにその利用が開始されたときは、サービスの提供を開始した日を含む料金月から 2 料金月について、料金表第 1 表（料金（附帯サービスに関する料金を除きます。））2-1-2（加算額）に規定する基本料の額にかかわらず、基本料を適用しません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 3 年 1 月 26 日 A P S 1 サ第 00736866 号）  
この改正規定は、令和 3 年 1 月 29 日から実施します。

附 則（令和 3 年 5 月 26 日 A P S 1 サ第 00788145 号）  
この改正規定は、令和 3 年 6 月 3 日から実施します。

附 則（令和3年12月20日 A P S 1 サ第00861049号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年12月22日から実施します。

（経過措置）

2 この改定規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改定規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。